

別表第1
謝金

(単位：円)

用務内容	職 種	対象期間	単 価	摘 要
定型的な用務 の依頼	技 術 者	1日当たり	7,800	大学卒業者又は専門技術を有する者及びこれに相当する者
	研究補助者		6,600	その他
講演、討論等 研究遂行のため 学会権威者の 招へい	教 授	1時間当たり	9,300	教授及びこれに相当する者
	助 教 授		7,700	助教授及びこれに相当する者
	講 師		5,100	講師及びこれに相当する者
研究協力謝金		1回当たり	1,000	アンケート記入等の研究協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、社会通念の範囲を超えない適正な単価を設定すること。 なお、謝品として代用することができる。 この場合においては、消耗品費として計上すること。

別表第2

旅費単価

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例によること。
- 2 日当及び宿泊料

（国内旅費）

（単位：円）

職 名	日 当	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
学長及びこれに相当する者	3,000	14,800	13,300
教授及び助教授	2,600	13,100	11,800
講師、助手、技師及び相当者	2,200	10,900	9,800
上記以外の者	1,700	8,700	7,800

注) 私立大学及びその他の研究機関等にあつては、この表の額を超えないようにすること。

(外国旅費)

(単位：円)

職名		日当及び宿泊料			
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
学長及びこれ相当する者	日当	8,300	7,000	5,600	5,100
	宿泊料	25,700	21,500	17,200	15,500
教授及び助教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500
	宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500
講師、助手、技師及びこれに相当する者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800
	宿泊料	19,300	16,100	12,900	11,600
上記以外の者	日当	5,300	4,400	3,600	3,200
	宿泊料	16,100	13,400	10,800	9,700